

横瀬町省エネ家電製品買換促進事業補助金 よくある質問 (Q&A)

	質問	回答
1. 補助金の対象に関すること		
Q1	補助金の対象となる家電（省エネ家電製品）の基準について教えてください。	<p>以下の基準を満たす家電が補助金の対象となります。</p> <p>1. 電気冷蔵庫 日本産業規格C9901に基づく省エネルギーラベルの最新の基準におけるのもののうち省エネ基準達成率100%以上のもの</p> <p>2. エアコン 日本産業規格C9901に基づく省エネルギーラベルの最新の基準におけるのもののうち省エネ基準達成率80%以上のもの</p> <p>3. テレビ 日本産業規格C9901に基づく省エネルギーラベルの最新の基準におけるのもののうち省エネ基準達成率80%以上のもの</p>
Q2	補助金の対象となる省エネ家電製品の基準は、どこで確認することができますか。	<p>店頭に表示されている製品ごとの「統一省エネラベル」で確認するか、店舗の店員にお尋ねください。また、商品のカタログやインターネット等で「省エネ型製品情報サイト」、「省エネ性能カタログ」等から必要な性能を満たしているか確認できます。</p> <p><b>【省エネ型製品情報サイト】</b> (<a href="https://seihinjyoho.go.jp/">https://seihinjyoho.go.jp/</a>)</p>
Q3	補助金の申請前に省エネ家電製品を購入したのですが、対象となりますか。	令和7年4月1日以降に購入及び買換え前の同種の家電をリサイクル処分した場合に、補助金の対象となります。
Q4	令和7年4月1日よりも前に購入した省エネ家電製品を令和7年4月1日以降に設置した場合は補助金の対象となりますか。	対象となりません。令和7年4月1日以降に購入し、設置されたものが補助金の対象となります。
Q5	新たに省エネ家電製品を購入する場合は、補助金の対象となりますか。	対象となりません。現在設置されている電気冷蔵庫、エアコン及びテレビからの買換えが必要となります。
Q6	リユース品（中古品）の購入は補助金の対象となりますか。	対象となりません。補助金の対象は、新品を購入し、同種の家電をリサイクル処分した場合のみとなります。
Q7	エアコンと冷蔵庫をそれぞれ買換えましたが、両方とも補助金の対象となりますか。	対象となりません。いずれか1台のみが補助の対象となります。
Q8	家電量販店で購入したものは補助金の対象となりますか。	秩父郡市内にある家電量販店で購入した場合は対象となります。秩父郡市外の家電量販店は対象となりませんのでご注意ください。
Q9	インターネット経由での購入は補助金の対象となりますか。	対象となりません。

横瀬町省エネ家電製品買換促進事業補助金 よくある質問 (Q&A)

	質問	回答
Q10	リース（レンタル）品は補助金の対象となりますか。	対象となりません。
Q11	古い家電を1台処分し、新たに2台購入した場合はどちらも補助金の対象となりますか。	この場合、1台については「買換え」、もう一方は「買い増し」と判断されるため、どちらか一方のみ補助金の対象となります。
Q12	自宅以外家電の買換えは補助金の対象となりますか。	対象となりません。 自ら居住する住宅に設置する場合に対象となります。なお、「自ら居住する住宅」とは、申請者の生活の実態に関わらず住民票に記録されている住所となります。 例えば、町内在住の子供が、町内在住の両親のためにエアコンを買換えた場合は、自ら居住する住宅に対して買換えされたものでないため対象となりません。
Q13	事業所家電の買換えは補助金の対象となりますか。	対象となりません。 ただし、店舗兼住宅の場合において、居住床面積が総床面積の2分の1以上であり、居住部分の買換えに限り補助金の対象となります。
Q14	事業所との併用住宅であり、法人名義で家電を買換えした場合、補助の対象となりますか。	対象となりません。 個人を対象とした補助事業となります。
Q15	祖父母と同じ家に住んでいるのですが、別の世帯となっています。それぞれ家電の買換えをしたいのですが、補助金の対象となりますか。	住民基本台帳上において別の世帯であれば、それぞれが補助金の対象となります。ただし、住民基本台帳上において同じ世帯の場合は、どちらか一方のみとなります。
Q16	町外から横瀬町への転居に伴い、省エネ家電製品を購入し、転居前の古い家電を処分した場合も補助金の対象となりますか。	自ら居住する町内の住宅において使用していた家電製品の買換えが要件となりますので、この場合は対象となりません。
Q17	キッチンにあった家電を処分し、リビングに省エネ家電製品を購入して設置しました。補助金の対象となりますか。	対象となります。 住居の中においてどの場所に設置するかは問いません。
Q18	既存のテレビをリサイクルショップ等に売却して、新たなテレビを購入した場合は補助金の対象となりますか。	対象となりません。 リサイクル処分を伴う家電の買換えが要件となります。下取りの場合も同様です。
Q19	家電リサイクル券（排出者控え）とはどのようなものでしょうか。	家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に基づいて、家電製品を処分する際に必要となる料金の支払い証明書をいいます。本事業においては、必ずリサイクル処分（購入した販売店舗等を通してなど）を行うことが要件となります。 その際、「家電リサイクル券（排出者控）」を必ず受け取ってください。 なお、既存の家電製品を個人で売却や譲渡を行った場合は補助の対象となりません。

横瀬町省エネ家電製品買換促進事業補助金 よくある質問 (Q&A)

	質問	回答
Q20	対象の省エネ家電製品の購入店舗以外の業者に、既存家電のリサイクル処分を依頼した場合、補助金の対象となりますか。	処分業者の指定はありません。家電リサイクル券（排出者控）の写しが提出可能であれば補助の対象となります。
Q21	冷蔵庫を処分して省エネエアコンを購入した場合は補助金の対象となりますか。	対象となりません。この場合、冷蔵庫をリサイクル処分して冷蔵庫を購入するといった同種の家電の買換えが要件となります。
Q22	省エネ基準に達していないエアコンや冷蔵庫を購入した場合はどうなりますか。	補助金の対象外となります。冷蔵庫は省エネ基準達成率が100%以上、エアコンとテレビは省エネ基準達成率が80%以上であることをご確認の上、購入してください。
<b>2. 補助金の申請に関すること</b>		
Q23	申請は先着順ですか。	先着順です。郵送の場合は不備のない書類が町に到着後、環境課で確認でき次第受付となります。
Q24	補助金の申請受付期間と受付時間について教えてください。	申請受付期間は、令和7年10月10日（金）から令和8年2月27日（金）までです。ただし、予算に達した時点で受け付け終了となりますので予めご了承ください。受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。
Q25	出張所で申請可能ですか。	出張所では受付していません。横瀬町役場2階環境課窓口のみの受付となります。
Q26	申請には必ず役場の窓口に行く必要がありますか。	原則は窓口提出ですが、郵送も可です。ただし、不備があった場合は、受付できませんので出来る限り窓口での申請をお願いします。なお、郵送の際は記録が残る方法（レターパック、特定記録など）で提出することを推奨します。
Q27	世帯主でなくても申請できますか。	申請者は同一世帯の方でも申請可能ですが、申請書、領収書、振込口座の口座名義人などを全て同一の方としてください。なお、申請は、1世帯1回限りとなります。
Q28	申請書類はパソコンで作成して提出してもよいでしょうか。	町ホームページで申請書をダウンロードしてパソコンで作成していただいても差し支えありません。ただし、申請にあたっては必ず紙で印刷したものをご提出ください。
Q29	申請書はどこで入手できますか。	町ホームページでダウンロードしていただくか、横瀬町役場2階環境課窓口にて受け取りをお願いします。
Q30	窓口申請の不備については受付だけしてもらえるのでしょうか。	書類の不備があった場合は受付できません。必要書類を不備なくそろえて改めて申請してください。

横瀬町省エネ家電製品買換促進事業補助金 よくある質問（Q&A）

	質問	回答
Q31	必要書類は原本を提出してもよいでしょうか。	差し支えありませんが、ご提出いただいた書類はご返却いたしません。 なお、コピーする際は、必要事項がはっきりと表記されていることをご確認ください。
Q32	領収書（レシート）にはどのようなことが書いてあればよいでしょうか。	秩父郡内で購入し、本体価格、購入日、購入店舗等名、購入した商品名及び型番、金額の内訳、申請者氏名の記載が必要です。
Q33	領収書（レシート）を紛失してしまいました。補助金の申請はできますか。	申請には領収書の写しの添付を必須としています。購入店舗等に領収書の再発行又は家電（販売・引取り）証明書（町様式）での証明を依頼してください。
Q34	家電の配送料や取付工事費用は、補助金の対象経費に含まれますか。	対象となりません。 家電本体購入費（税抜）を補助金の対象経費としています。
Q35	販売店のポイントを使用した場合、補助金の対象経費はどのようになりますか。	販売店舗等で商品代金から値引きがあった場合（クーポン割引など）や販売店舗等のポイント等を使用した場合は、値引きやポイント等の使用後の支払額（税抜の家電本体購入費）が補助金の対象経費となります。
Q36	いつ以降に処分した家電の家電リサイクル券（排出者控え）の写しが補助金の添付書類として使用できますか。	令和7年4月1日以降に処分した家電の家電リサイクル券（排出者控え）の写しが補助金申請の添付書類となります。
Q37	家電リサイクル券の排出者控えを紛失してしまいました。補助金の申請はできますか。	申請には家電の家電リサイクル券（排出者控え）の写しの添付を必須としています。既存家電を処分した事業者等に確認してください。 もしくは、省エネ家電を購入した販売店舗等で既存の家電を処分した場合は、販売店舗等から家電（販売・引取り）証明書に証明を受けたものをご提出ください。
Q38	保証書とはどのようなものでしょうか。	家電製品製造者（メーカー）が発行する保証書のことで、家電製品購入時に添付され、型番が記載されているものを指します。メーカーによっては、取扱説明書の裏面等に記載されているものもあります。
Q39	保証書の写しは販売店舗等が発行する保証書でもよいでしょうか。	販売店舗等ではなく、補助金の対象となる省エネ家電製品の製造者（メーカー）が発行した保証書の写しを提出してください。なお、保証書に製造者（メーカー）名及び製品の型番が記載されていることをご確認ください。
Q40	クレジットカードやQRコード決済での支払でもよろしいでしょうか。	クレジットカード、後払い方式電子マネー、QRコード決済でのお支払いでも差し支えありませんが、領収書（レシート）が必要になるため、ご確認の上ご利用ください。

横瀬町省エネ家電製品買換促進事業補助金 よくある質問（Q&A）

	質問	回答
Q41	家電を購入すればすぐに補助金を申請してよいのでしょうか。	申請には、対象の省エネ家電製品を購入した際の領収書、保証書だけでなく、現在お使いの家電のリサイクル処分が完了したことを示す、家電リサイクル券（排出者控え）が必要になります。そのため、対象の省エネ家電製品を購入及び既存家電製品のリサイクル処分を終えた際に必要書類が揃うこととなり、その時点で申請が可能になります。
3. その他		
Q42	補助金はいつごろ振り込まれますか。	申請書類に不備がなければ、書類を受付してからおおよそ1か月半前後で指定口座へ振り込みます。個別連絡はいたしませんので、入金は各自でご確認ください。
Q43	補助金の振込先について、申請者以外の口座を指定できますか。	指定できません。申請者本人の口座に限定しています。
Q44	事業の予算はどのくらいですか。	令和7年度の補助金の予算は200万円としています。
Q45	予算額を確認することはできますか。	町ホームページに公表を予定していますが、最新の情報は横瀬町環境課（0494-25-0118）までお問い合わせください。